

## 遺産分割交渉

### 〈事例④〉

父は以前に死亡しており、母の死亡に伴う相続案件である。相続人は長女である依頼者と長男（依頼者の弟）の2人である。相続財産は不動産と預貯金であり、長男が母名義の自宅で同居し、母の預貯金も事実上管理してきたが、母が死亡する約1年前から死亡直前までの間に、かなり連続して預金のまとまった引出しがある。金額的には母の葬儀代よりも多額の引出しが行われている。依頼者としては、弟が母の面倒をみてきたことは事実なので、弟のほうが依頼者よりも遺産を少し多く取得すること自体は認めるつもりであるし、自宅不動産は弟が取得してもよいと思っているが、預金の引出しについて、弟がきちんと説明をし、遺産に戻すべきは戻したうえで分割を公正に行いたいと思い、預金の引出しについての調査や弟への追及を含めて、遺産分割手続を弁護士に依頼した。

### I 遺産分割を交渉によって解決する意義

民法907条によれば、遺産分割は相続人間の協議によって行うことを原則とし、協議が困難な場合に、家庭裁判所の調停や審判で解決するという枠組みになっている。弁護士が遺産分割を依頼される案件は、当事者同士の協議ではなかなか話が進まない場合も多いので、弁護士が入ったからといってす

ぐに協議が進むとは限らず、家庭裁判所に調停の申立てを行って解決することも多い。

もちろん調停というのは、訴訟のように裁判所に判断を求めるのではなく、裁判所の調停委員に仲介してもらい、裁判所のテーブルを借りて話し合いを行う手続であるので、交渉の延長線上の行為ということもできる。ただ、調停は裁判所が関係者間の都合を調整したうえで期日を決めて手続が行われていくことになり、調停期日は1カ月に1回程度のペースでしか入らないので、どうしても何カ月という期間がかかるし、もし調停では解決せずに家庭裁判所の審判によって決定されるとなると、さらに時間を要することとなる。交渉は、このような手続を経る前に早期解決を図るメリットがあることは、他の交渉案件と同じである。

また、調停や審判の手続は裁判所で行われるので、裁判所に案件の内容や案件に関する自己の主張を理解してもらうためには、それらを書面にまとめて裁判所に提出する必要があると、そうなると、言うべきことはすべて言っておかないと不利に扱われるという心理が働いて、互いの主張をかなり戦わせることになる。書面で述べたことが相手の気持を逆撫ですることも多く、そうなると、最終的に遺産分割事案自体は解決しても、当事者間の関係修復が困難となり、絶縁になってしまうことも多い。弁護士が間に入っただけの相対交渉なら、そこまで問題をエスカレートさせず、関係の決定的悪化を避けずに済ませる余地もある。この点は、損得の問題以上に、この種の事案で大切にすべきことだと言ってもよいであろう。

## II 交渉による解決が見込める事件

### 1 関係者の数が比較的少ないこと

遺産分割は、相続人の数がかなり多い事案も多く、1対1の請求事案とは様相が異なるという特徴がある。関係者の数が多いうえに、それぞれが自分

の権利主張を際限なく行えば、収集がつかず、暗礁に乗り上げてしまう可能性が大きい。したがって、関係者の数が比較的少ない事案が、交渉による解決を見込みやすいということができよう。〈事例④〉で示したような、相続人が子供2人だけというような例が典型である。

ただし、1対1のシンプルな場合でないといけなわけではない。たとえば、配偶者と子供2人が相続人で、配偶者が子供のいずれかと共通の意向をもっているというような場合や、父の死亡の場合に先妻との子供2人と後妻が相続人で、先妻との子供2人には対立がない場合などもある。3人以上の子供が相続人であり、1対2とか2対2に利害・意向がグループ分けされる場合などもあり得る。ただし、これらの場合に、最初はグループ内で意見や利害の対立はないと思っても、話し合いが進むにつれてグループ内の対立が生じることもあり、そうなってくると、交渉による解決は難しくなる可能性もある。

ほかに、死亡した被相続人と残された配偶者との間には子供がおらず、被相続人の兄弟姉妹や甥姪が多数いるけれども、配偶者以外は遺産に対する執着がそれほどないというような場合は、関係者の数は多数であっても、配偶者が遺産を基本的に取得し、他の相続人にはいわゆる判子代だけを支払うというような協議が成立する余地も十分ある。

### 🌸 Episode 「判子代」

このように判子代だけを支払うという方針で、多数の遠縁の親戚を相手に交渉するケースを受任したことが、何度かある。こういうケースは、手間はかかるけれども、それほど深刻な話にならないで済むことが多い。何の問題もなく、印鑑証明書とともに相続分を放棄する書面を返送してくれる人も多い。一応説明に来てくれと言われて遠方に出張し、その地の名士から、「よく来ていただいた、〇〇さんはお元気にされていますか」とお礼を言われたうえで快く印鑑をもらえたこともある。判子をもらうべき人が残り少なくなってきてからは、渋る人が少しは出てくることもある。その段階で、「あなたの法定相続分は小さいので遺産総額からすると代償金

は××円くらいにしかありませんので」などと交渉して印鑑をもらい一件落着、といった具合だ。

2

## 関係者が話し合いによって早く解決しようという姿勢もっていること

関係者の数以上に重要なこととして、相続事件は、当事者間の感情的対立が必ず存在することが指摘できる。身内同士というのは、仕事の世界で接する関係のように、利害損得をベースとした社会的関係と異なり、お互いのことを人格面や遠い過去の出来事等も含めてよく知っているがゆえに、好き嫌いや恨み・妬み・プライドといった感情面の抜き差しならない対立が生じがちであり、紛争を解決するのに必要な冷静さを欠いた主観的判断の原因にも結びつく。社会では沈着冷静な行動で信頼を得ている人が、相続事案に対しては人が変わったような態度をみせることもままある。

そのような心理状態を抱える中で、話し合いによる解決を図っていくには、自分の主張を行うことはともかくとして、相手の主張に対しても、ただ感情的に反発して自分の主張によって相手をねじ伏せようとするのではなく、理解する気持をどこかでもって、譲歩する部分は譲歩して問題を前向きに解決しようという冷静な姿勢を、双方ともにもっていることが必要である。その姿勢がなく、相手に対する攻撃的な気持を抑制できず、自分を守ろうとする姿勢ばかりが前面に出るというような場合は、交渉によって解決することは困難である。弁護士としては、依頼者の感情面を含めた姿勢だけでなく、依頼者の話を通じて得た相手方の人物像をつかみ、交渉による解決可能性の見極めを冷静に行う必要がある。

3

## 法的論点の鋭い対立がそれほどないこと

遺産分割は、遺産の範囲を確認し、それを誰がどのような形で取得するかを決める手続である。

したがって、第1に、遺産の範囲や内容・評価等について関係者間である程度共通の認識があることが、短期間の交渉で解決するためには必要であろう。逆に、遺産を相手が隠しているとか、相手が勝手にとってしまったといった対立が鋭い場合は難しいといわざるを得ない。

この点でよくあるのは、一部の相続人が被相続人の預貯金を隠してしまって明らかにしない場合である。ただし、預貯金の通帳が開示されなくても、口座の存在する金融機関名や支店名がわかれば、相続人から金融機関への照会によって被相続人の預貯金の履歴は明らかになるので、それを手がかりに交渉をする余地はある。問題は、そのようにして明らかになった履歴をみると、多額の預貯金が被相続人の生前、特に死亡直前に引き出されているような場合で、その預貯金を事実上管理していたはずの相続人が、その点について一切明らかにしようとしめない場合である。この点が膠着状態に陥り、対立が容易に解消しない場合は、交渉による解決は難しい。〈事例④〉はその点が微妙な事案であるが、長男の側が、引き出した預貯金について、被相続人のために一部を支出したという説明をそれなりに納得できる形で行い、それ以外の部分は自分が預かって持っているから遺産に加えてもよいというような回答をする姿勢をみせるのであれば、交渉によって解決することが十分に可能となってこよう。

第2に、遺産の範囲・内容・評価の共通認識ができた場合に、その遺産を法定相続分で分けるのであればよいが、一部の相続人から、他の相続人が生前贈与の形で特別受益を得ているという主張や、自己の寄与分があるといった主張が強くなされ、相続人間で、その点をめぐって大きな対立がある場合も、交渉による解決は難しい。その場合は、双方が裏付け証拠を出し合ったうえで裁判所が後見的な判断を行う必要が出てくるであろう。〈事例④〉についていえば、仮に預金を引き出した一部は長男が母からもらったという回答が得られるのなら、特別受益を自ら認めたことになるので、その点の対立はなくなるし、また長男が自己の寄与分を主張してきた場合に、長女である依頼者は長男の多少の寄与分を認めて長男が多く取得することを容認しよう

とする姿勢をもっているもので、その点も大きな対立はなさそうである。したがって、そのような場合であれば、交渉による解決が十分に見込める。

#### 4 双方に弁護士がつく場合は交渉しやすい

感情的対立が多かれ少なかれ存在する遺産分割事案において、法的側面の見通しを客観的にもち、相手の状況をも冷静に見据えるとともに、当事者の不満や希望を受け止めてそれを整理しつつ、解決の方策を立てて窓口の役割を果たす弁護士が、双方につく場合は、当事者が紛争を前向きに解決することにつながるので、交渉による解決が見込めるといえるだろう。弁護士の役割として、的確な法的判断をしてきっちり主張する役割とともに、当事者の感情を受け止めて冷静にさせるという側面が、遺産分割事案の場合には、格別に重要といつてよい。

### Ⅲ 受任にあたって

#### 1 依頼者からの感情面を含めた聴取りの必要性

##### (1) 依頼者からの聴取りに臨む姿勢

前述したような弁護士の役割を十分に果たすためには、的確な見通しを確保するために当事者から事実経過を詳しく聴き取るだけでなく、感情面を引き出して受け止め、依頼者との信頼関係を構築することが、すこぶる重要である。

このうち事実経過の聴取に際しては、遺産分割は遺産を特定してそれをどのように分けるかという問題であることから、その主題に結びつく事実関係を聴き取ればよいと、多くの弁護士は考えるし、そのこと自体は間違っていない。ところが、当事者が弁護士に訴えようとする事実経過は、そのような主題の域を超えて、生まれ育った境遇や、人生の節目における身内とのトラブルとそこで抱いた感情、被相続人をめぐるさまざまな出来事と自分とのか

かわり、紛争の相手方にまつわる人格攻撃的な話、被相続人が死亡した後の細かいやりとり等が、際限なく述べられたりする。弁護士がそれらの話を時間をかけて聞くことは苦痛を伴うことも少なくないが、依頼者は、少しでも弁護士を味方につけようと思って、あるいは理屈でなくとにかく自分の気持をわかってほしいと思って、それらの話をしたりする。しかも、その内容は、純粋な事実経過ではなく、依頼者の主観によって脚色されていることも少なくない。

このような依頼者の態度に対して、弁護士が遺産分割の主題と関係ないことを聞く必要はないとして頭ごなしに接した場合、依頼者は、弁護士の言うことを当然であるとは受け取らず、この弁護士は人の話を聞いてくれず、自分の味方になってくれないと思い、依頼自体をとりやめたり、たとえ依頼しても弁護士を本当に信頼してくれなくなったりする。かといって、弁護士自身、依頼者の話にすべてつき合う時間も余裕もなく、また人間である以上、その気になれないこともある。

## (2) 依頼者による事実経過に関する書面の作成

ではどうすべきか。その1つの方法は、相談・依頼を受けた初期の段階で、まず依頼者にいろいろな事実経過を自分なりにまとめて書いてもらうことである。弁護士からこのように求められたことに対して、弁護士が話を聞くことを面倒くさがっているのだとか、弁護士が自分で書面を作成することをさぼろうとしている、というように思う人は、まずいない。弁護士が依頼者の言うことをきちんとつかもうとしているのだと思うはずである。ただ、作文を書くことが苦手なので、どう書けばよいかわからない、という人は結構いる。したがって、弁護士のほうから、どこかに提出するきちんとした文章でなくてもよく、断片的でもよいから事実がわかるように書き出してほしい、自分の気持も入れてもらってかまわないと、アドバイスしたほうがよいであろう。ただし、気持だけが先走って文章を書くと、肝心の出来事や客観的な事実がきちんと入らなかつたりするので、具体的な出来事をわかるように書くことや、できれば客観的な資料があるのかどうかも書き添えてほし

い、とつけ加えるとよいであろう。そして、弁護士自身が、そうやって依頼者が書いたものを、長い文章であってもきちんと目を通すつもりでいることが肝要であるし、そのことを依頼者にも伝えて、依頼者に頑張ってもらうことが大事である。

依頼者にこのように事実経過をまとめてもらう意義は、口頭で話を聞くよりも時間が節約できるという弁護士にとっての都合もあるが、依頼者自身がペーパーにまとめながら事実を冷静に振り返る契機になるという重要な面もある。依頼者がそうしてまとめた書面には、遺産分割と直接関係ない事実も多く含まれる可能性はあるが、それはそれで、依頼者がどういうことにこだわっているのかを知ることが、紛争解決の方向性や、後日依頼者を説得しなければいけないような場合にどの点に留意したらよいか、等を考える際の参考になる。また、一見すると主題に関係ないように思われることの中に、遺産の所在や特別受益・寄与分といった法的問題に結びつく材料が見つかることもある。

### (3) 依頼者の作成書面を踏まえての聴取り

弁護士としては、依頼者に書いてもらったものに目を通したうえで、事実関係や裏付け資料について補足的に依頼者に確認することになるし、また依頼者が関係者との間に抱いている感情をもっともだと思ふ点があれば共感を示し、その感情が怒りや憎しみである場合には、怒りや憎しみをどうしたら収めることができるかの方向性を依頼者といっしょに考えていく、というスタンスで臨むことが肝要である。決して依頼者の感情を頭ごなしに抑えるような発言はすべきでない。

ただし、依頼者の感情を共有するということは、依頼者の価値観をまるごと肯定したり、依頼者の態度・行動を無条件に容認することとイコールではない。事実関係に対する依頼者のとらえ方が主観的な誤解に基づいていた

---

1 法律相談におけるカウンセリング・モデルを提唱する際にしばしば引用されるバーステックの7原則中の原則4「受けとめる」の中でも、クライアントを受け止めることの意味として、「逸脱した態度や主義あるいは行動を示すクライアントをありのままに受

り、自分を守るためにわざと都合の悪い事実に目をふさいでいたりすることもあり、依頼者の感情の起源がそこにあるという場合もあるので、依頼者の感情を理解しつつも、それ以上にそれを正しいというような判断を示すことは、控えておいたほうがよいことも多い。あるいは、依頼者の書いた書類を読んで、言いたいことはわかったという程度でおいておいたほうがよい場合もあるであろう。そうでないと、後日交渉の過程で依頼者の言い分を譲ったほうがよいような場面で、弁護士が以前に依頼者の言っていることは正しいと言っていたではないか、というようなことになって、紛争解決の支障にもなりかねない。

## 2

## 交渉によって解決することの意義や見通しについての十分な説明

依頼者から感情面を含めた聴取りを行ったうえで、弁護士からは、当該遺産分割手続において問題となりそうな事実関係と法律関係についての、現段階での大まかな見通しを説明することになる。同時に、依頼者がどのような方向を望んでいるのか、たとえば遺産の範囲や評価についてどこまでこだわりがあるか、お互いの特別受益や寄与分等についてどこまでのことを言いたいのか、あるいは法定相続分を基本とすることでもよいか、遺産のどれをどういう形で取得したいか、といった点を確認したうえで、紛争解決の出口の可能性について、見通しを交えながら共に考えることになる。

その際に、相手方がどのようなことを主張しているのかも、依頼者を通じて可能な限りつかんだうえで、相手方がどこにこだわりをもっていて、どの点は譲ってくるはず、という点も予測することが大事である。〈事例④〉の場合に、長男に対して預金の引出しについて追及した場合に、被相続人のた

---

けとめるということは、決してその逸脱に同調し、それを許容することではないという点である。つまり、彼らを受けとめることは、彼らの行動を真実ないし良いものとして許容することではない。彼らを受けとめる際には、そのような行動を彼らの現実の一部として認識し、理解するのである」とされている（F・P・バイステック（尾崎新ほか訳）『ケースワークの原則〔新訳版〕』（誠信書房・1996年）112～115頁）。

めに費やした費用（たとえば介護や自宅のリフォーム費用など）として了解できるものも出てくる可能性があるかどうか、それ以外の用途不明金は長男が自分の責任として負担するような姿勢をみせそうかどうか、また長男は寄与分的なことを言ってくる可能性はどのくらいあるか、もしあるとすればどのくらいの金額を言ってくるか、それほど無茶な主張をしてくる可能性はないか、もし当方が一定の譲歩をみせれば長男のほうもことを収める可能性はあるか、といった事柄である。

依頼者の中には、相手方に対する悪感情が先に立って、相手方の主張を全否定するような言い方をする人もいるが、よく聞いてみると、相手方の言っていることの中にももっともなことはあるし、とりあえず相手方がそのような主張をしている点を、紛争の解決にあたって全く無視できないのであれば、そのこと自体を依頼者に冷静に認識してもらうこと自体も必要である。そのうえで、紛争はあくまでも相手方が存在する問題であることを踏まえて、解決にあたり主張すべきは主張したうえで、譲歩すべきところは譲歩することが必要であること、その姿勢がないと問題が暗礁に乗り上げて結局は依頼者のためにもならない結果となる、ということを理解してもらうことが不可欠である。もちろん、法的な見通しを的確に伝えたとうえで、不当な我慢を強いるのではなく問題解決のためにどこを譲るかを考える、という意味である。

依頼者自身も、頭の中ではゼロ・サムの解決はあり得ないことをわかっているが、冷静になっていないだけということもある。また、遺産分割が主題であるとわかっているつもりでも、譲歩をして相手に財産を与えることは憎い相手が得をすることになりそれだけで許せない、ひとこと相手から謝罪の言葉を聞きたい、それさえ聞ければ財産なんか全部相手に渡してもよい、などと言いつつ依頼者もいる。そのような場合にも、弁護士は決してそのような依頼者を頭ごなしに叱ったりせずに、そのような気持ちになることは無理もないけれども、相手に頭を下げさせるようなことは現段階では難しいこと、問題は財産的解決の形にしかならないことを、冷静に説明することが肝要で

ある。依頼者の気持ちを受け止めてくれている弁護士からそのような言われたら、依頼者も納得するものである。理屈ではわかっている、気持ちのやり場のなさがそのような発言の原因になっていることも多いからである。

### 3 依頼者が複数の場合の利益相反の回避

依頼者が複数の場合は、依頼者間に利害対立が生じる可能性を、常に念頭においておく必要がある。遺産分割は、相手方に対して何らかの請求を共通に行うというのではなく、複数の依頼者がともに、同じ遺産からそれぞれ何らかの財産を取得するという関係にあるので、利害対立の可能性は常に潜在的に存在する。特に複数の依頼者のうちの一方が生前贈与を受けているとか、遺産形成に特別に寄与したといった事実がある場合に、他方の依頼者はその分取得財産が減ったり増えたりするわけであるから、自己の取り分が意外に少なくなる事態が生じた場合には、特別受益や寄与分の主張自体を一方が認めて他方が否定することになる可能性もある。また、遺産の範囲・評価の共通認識があり、法定相続分による分割で異論がないという場合であっても、どの遺産を取得したいかをめぐって取り合いになる可能性もある。

したがって、弁護士としては、複数の相続人から依頼を受ける場合は、以上のような点に関連する事項をよく聴き取ったうえで、利害対立の可能性が将来的にも生じないのかどうかをよく確認するとともに、将来利害対立が生じた場合には、いずれの依頼事件も辞任することにならざるを得ない旨を、よく説明する必要がある（弁護士職務基本規程 42 条<sup>2</sup>）。

2 森際康友編『法曹の倫理〔第 2.1 版〕』（名古屋大学出版会・2015 年）33～36 頁など。

## IV 交渉の準備

### 1 遺産の調査

#### (1) 手持ち資料の収集

依頼者からの聴取りにより、遺産分割をめぐる論点におおよそのめどをつけたうえで、事件を受任したとして、その際に依頼者からとりあえずの手持ち資料の提供を受けることが、遺産調査の出発点である。たとえば、遺産を構成する不動産の登記事項証明書（全部事項証明書）があればそれを受け取り、依頼者が手元に被相続人の通帳を持っている場合は、可能な限りの通帳ないしそのコピーを預かる。依頼者が被相続人と長らく同居していた場合は、そのような手持ち資料がかなり残っているはずである。被相続人が家計簿や日誌、メモなどを残していれば、貴重な資料となることも多い。そうでない場合でも、被相続人の遺産に関して、何か手紙や、遺産の変動があったときにもらったり預かったりした資料（たとえば被相続人が不動産を購入した時の売買契約書や不動産業者の説明資料、被相続人に大きなお金が入った時の資料など）があった場合は、それらも持ってきてもらい、必要な物は預かる。依頼者自身が日記や手帳などの行動記録を残している場合に、その中に被相続人の遺産に関係する重要な出来事が記載されていることもあるので、参考になる。

#### (2) 預貯金の履歴

被相続人の通帳が手元になく、相手方からそれを見せてもらったこともないが、どこの金融機関に被相続人の預貯金があったことはわかっている、という場合は、預貯金の履歴の取寄せをすることが不可欠である。なお、不動産の登記事項証明書（全部事項証明書）には、被相続人が融資を受けて抵当権を設定したことがある場合は、抵当権者である金融機関名や住宅ローンの取扱い金融機関名が記載されており、その金融機関に預貯金口座がある可能

性は大きいので、参考になる。

金融機関からの履歴の取寄せは、以前は裁判所や弁護士会を通じてでないと開示しない金融機関も多かったが、現在は、相続人であることを証する戸籍関係書類と、実印を押した委任状および印鑑証明書を提出すれば、応じてくれる金融機関が大半である。直接の取寄せでなく、弁護士法23条の2による照会ならば応ずるという金融機関の場合は、弁護士会を通じて照会することになる。問題は、どのくらいの時期までさかのぼって履歴を取り寄せるかであるが、金融機関は原則として10年ほど前までは履歴を残しているもので、そこまでさかのぼって取り寄せることは物理的には可能であるが、多額の手数料がかかる（金融機関によって手数料は異なるが、1カ月分単位で手数料を設定しているところもあり、何年分も取り寄せると、1つの金融機関だけで何万円になることもある）ので、相手方が被相続人の預貯金を事実上管理し始めた時期（被相続人の判断能力が低下したり入通院を繰り返すようになった時期と重なることが多い）以降分をとりあえず取り寄せ、その内容を確認したうえで、必要に応じてさかのぼるのもよいであろう。

### (3) 不動産の評価

不動産については、評価額が問題になることも多いので、どの程度の金額になるか、めどをつけておくことは有益である。

市役所・区役所の固定資産評価証明書を取り寄せるのが1つの方法であり、依頼者が直接窓口に行って、相続人であることを証明するものを示せばとることができる。被相続人と同居していた場合は、被相続人宛てに毎年送付される固定資産税・都市計画税額の決定通知書をみれば、固定資産評価額は不動産ごとに記載されているので、それでもよい。ただし、固定資産評価額は、あくまでも市や区が固定資産税・都市計画税を課するための数字であって、時価よりかなり低いことも多いので、1つの参考となるにすぎない。

土地については、税務署が設定している路線価も参考になる。インターネットや図書館で調べれば全国の路線価表がみられるので、それによって調べる。ただし、路線価は税務署が相続税のベースにしている数字であって、

これも時価より低いことが多いので、1つの参考にすぎない。ただ、遺産分割をした場合に、遺産が一定額以上の場合は相続税を申告・納付する必要がある<sup>3</sup>ので、路線価を調べることは、その面では必要なことである。

これらの参考となる金額をあたってみたうえで、時価相場を知ろうと思えば、時価の査定をする必要がある。現在は、インターネットでもいくつかの不動産業者が無料で査定するサービスを提供しているので、それを利用すれば簡易な査定をしてもらえる。ただし、周囲の取引事例や公示価格等を参考にした大まかな査定であり、その不動産特有の特徴を反映した査定を得るには、不動産業者に事情を説明して、多少の費用を支払っても査定してもらうよりない。不動産鑑定士に鑑定してもらう方法もあるが、費用がかなりかかるので、この段階ではそこまでの必要はないと思われる。

#### (4) 特別受益や寄与分の有無の検討、裏付けの有無の確認

さらに、特別受益や寄与分の有無といった法的問題についても、この段階でそれなりに検討しておく必要がある。これらの点に関しては、裏付けがあるかどうか非常に重要である。

依頼者の記憶では、相手方がかつて自宅を建てる時とか、対外的な債務を負って困っていた時に、被相続人から多額の援助を受けたはずであるが、どの程度の金額か詳細はわからないし、裏付ける客観的な資料もない、というような場合も少なくない。相手方にその点を指摘した場合に、相手方がそのことを認めて、自ら進んで事実を明らかにしたりその時の資料を出してきたりする可能性があるのであればよいが、そのようなことはむしろ少ない。水掛け論になった場合には、特別受益があったはずだと主張するほうに立証責任がある。相手方が自宅を建てたのであれば、登記記録を確認すれば、いつ建てたのかはわかるが、その時の相手方の年齢や収入の状況、被相続人が相手方に金員を出してやったことを通帳やノートなどの記録から裏付けること

---

3 2015年1月より相続税法が改正され、相続税の非課税対象である基礎控除額が3000万円+(600万円×法定相続人の数)に引き下げられたので、多額の貯蓄を持っていないくても、不動産を所有するような場合の多くで、相続税がかかるようになった。

ができそうかどうかなどを、検討する必要がある。相手方が対外的な債務を負っていたという場合は、当時の債権者に確かめて何らかの答えが得られればよいが、それが無理なら、被相続人の通帳や日記・ノートなどで裏付けられないかを、検討することになる。それらを可能な限り収集したうえで、交渉過程で相手に主張をぶつけて、有効な回答が得られるかどうか、という問題になる。

寄与分については、依頼者が被相続人のためにまとまった費用を出したというのであれば、通帳や振込伝票等が残っていないかを確認する。被相続人が何か事業をやっているのを助けたというような場合は、単に被相続人の営んでいた会社の従業員や役員として役割を果たしたというだけでは、給料をもらっていたにすぎないということにもなるので、それ以上に、無償や薄給で尽力したというようなことを裏付けることができるのかどうかの問題になる。被相続人の療養看護に努めたという場合は、依頼者が現実に仕事を辞めたり休職したりしたというようなことについて、勤務先からの給与の記録から言えるのであればよいが、もともと無職だった場合は、そのような資料もないので、いかに尽力したかを、エピソードを交えて具体的に再現できるかどうかによることとなる。

## 2 依頼者との間での分割案についてのプランニング

以上の準備を踏まえて、依頼者との間で、遺産分割案についてのプランニングを行ったうえで、相手方との交渉に入っていくこととなる。

その際に、弁護士としては、遺産の範囲と評価、特別受益や寄与分等の法的問題についての、裏付け資料の有無等を考慮に入れた見通しをベースにしておくことにはなるが、最終的に遺産のうちのどれをどういう形で取得することをめざすのかを、依頼者との間で共通認識にしておく必要がある。

その場合に、遺産分割は結局は財産問題であるので、依頼者と相手方の生活状態・経済状態等を的確に把握しておくことも重要である。被相続人が事業を営んでいたとか、不動産をかなりの人に貸して賃料収入をあげてきたと

というような場合は、それらの事業を誰が継ぐのか、それとも誰も継がないで、遺産を売却・処分するのかが問題になるが、依頼者や相手方がそれらの事業にどの程度かかわってきたのかどうかによって、この点は大きく変わってくる。また、依頼者あるいは相手方が、それどころではなく、経済状態が悪い場合は、とにかく現金をもらう形で早期に手続をまとめたいと思うであろうから、それも踏まえてプランニングする必要があるだろう。

このように、法的な面と経済的な側面ないし損得がプランニングのうえで大きなウェイトを占めるのは間違いないが、それだけで遺産分割紛争が解決するわけではない。

なぜなら、遺産分割紛争は、前述したように互いの感情的対立が大きいことも多く、単に経済的に得をしたいと思って方向性を考えると限らず、場合によっては、相手の思うようにさせたくないというようなこだわりがあったり、財産の問題などよりも相手の謝罪のひとことが欲しいというような希望のほうが大きかったりもする。逆に、依頼者のほうは比較的冷静であっても、相手方のほうが今述べたのと裏返しの感情的なこだわりをもったりする可能性もあり、その点を予測し、どのようなもっていき方をすれば解決に向かうのかを、プランニングの中でよく検討しておくことも必要である。

依頼者が感情的なこだわりや恨み・つらみを強くもっている場合などは、遺産分割はそのような感情面をぶつけてすっきりさせるためのセレモニーをする手続ではなく、しよせんは財産関係の整理であって、その中でできる限りの経済的な成果を得ることと割り切り、あまり感情的にならずに冷静な構えでいることが、紛争を前向きに解決するための方策になる、といった視点をよくもってもらうことも、重要である。

### 3 交渉開始にあたっての文書の起案

以上を経て、いよいよ交渉に入っていくのであるが、弁護士が窓口になって交渉を行う場合には、最初に依頼者側が基本的にどのような意向でいるのか、相手方に対してどの点の疑問を抱いているのかを、文書で知らせること

から開始することが多い。その場合に、特別受益や寄与分その他の法的問題についての見解をいきなり詳しく書いたりせず、まずは、遺産の範囲の確認や、その所在・評価等についての不明点を相手方に質問して回答を求め、共通の土俵を築くことから開始したほうがスムーズである。あわせて、できるだけ交渉によって解決したいという意向も付記したほうがよいであろう。

〈事例④〉を受任した場合の、交渉開始にあたっての相手方への最初の通知文の例（【書式 4-1】）を、参考までに掲載する。

**【書式 4-1】 通知文（〈事例④〉）**

ご 通 知

2016年〇月〇日

Y 様

東京都中央区〇〇1-2-3 △△ビル4階

TEL 03 (1234) 5678

FAX 03 (1234) 9876

X 代理人

弁護士 甲 野 一 郎

前略 当職は、2015年10月22日に死亡されました亡A様の遺産分割協議に関して、このたびX氏より依頼を受けましたので、以下のとおりご通知申し上げます。

1 まず、現存しているA様の遺産として、当方で把握しておりますのは、以下のとおりです。もし他にありましたらお知らせください。

(1) 不動産

①東京都北区〇〇7-8-9 宅地 150.12平方メートル

②同所所在居宅 家屋番号123番 床面積130.89平方メートル

(2) 預貯金

①××銀行東京支店（貴殿にてこの間管理）

普通預金（口座番号1234567）残高754,299円

②△△銀行東京支店（貴殿にてこの間管理）

普通預金（口座番号 9876543） 残高 0円

定期預金（口座番号 3456789） 額面 1,500万円

2 ところで、上記預貯金のうち、②の普通預金口座には、2ヶ月に1回年金が入金される一方で、以下の出金が次々となされています。

2015年4月1日 通帳で100万円引き出し

6月10日 通帳で100万円引き出し

8月20日 カードで50万円を4回引き出し

8月21日 カードで50万円を4回引き出し

10月21日 カードで50万円を4回引き出し

10月22日 カードで355,555円引き出しにより残高ゼロに

ご承知のとおり、A様は、8月から10月にかけて入院生活を送ってこられたのですが、通帳から細かい金額の引き出しや自動引き落としも別途なされていますので、上記の出金はA様の必要費以外のための出金であったと言わざるを得ません。ことに、8月と10月に次々とカードで引き出しを行い、最後は残高をゼロにするまで出金をし続けられた行為は、一見して尋常でない出金行為であるというほかないものです。

つきましては、上記の各出金について、いかなる趣旨の出金であり用途は何か、あるいは貴殿が現在も持っておられるのかどうか等について、書面で明細を具体的に明らかにしてご説明いただきますよう、お願い申し上げます。

3 当方としては、とりあえず以上について明らかにしていただいたうえで、貴殿のご説明やご意見についてX氏にも確認をしつつ、遺産分割の具体的なお話し合いを行い、解決を図りたいと考えております。

当職からはまずは書面でご説明を求めています。本件についての何らかのご質問等がありましたら、当職までご連絡をいただけますよう、お願い申し上げます。

草々